

なごや子ども・子育てわくわくプラン2024
名古屋市子どもに関する総合計画（案）に対する
市民意見の内容及び市の考え方

令和2年3月

名古屋市

目 次

1 なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画（案）に対する市民意見の概要

（1）パブリックコメントの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（2）市民意見の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方

（1）大人の意見の内容及び市の考え方・・・・・・・・・・ 2

① 計画策定の考え方・・・・・・・・・・ 2

② めざす姿・・・・・・・・・・ 3

③ 現状と課題・・・・・・・・・・ 3

④ 施策・事業・・・・・・・・・・ 4

⑤ 子ども・子育て支援事業計画・・・・・・・・・・ 27

⑥ その他・・・・・・・・・・ 28

（2）子どもの意見の内容及び市の考え方・・・・・・・・・・ 30

① 健康・・・・・・・・・・ 30

② 居場所と安全・・・・・・・・・・ 30

③ 学び（学校生活）・・・・・・・・・・ 31

④ 悩み事への手助け・・・・・・・・・・ 32

⑤ その他・・・・・・・・・・ 33

1 なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画（案）に対する市民意見の概要

なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、いただいたご意見の内容は、一部要約または分割して掲載しましたのでご了承ください。

（1）パブリックコメントの概要

意 見 募 集 期 間	令和元年 12 月 9 日（月）～令和 2 年 1 月 8 日（水）			
市民意見提出状況	区 分		人 数	件 数
	郵 送	大 人	22 人	36 件
		子ども	8 人	11 件
	ファックス	大 人	59 人	120 件
		子ども	0 人	0 件
	電子メール	大 人	24 人	82 件
		子ども	0 人	0 件
	直接持参等	大 人	0 人	0 件
		子ども	0 人	0 件
	計	大 人	105 人	238 件
子ども		8 人	11 件	

（2）市民意見の内訳

大 人	項 目	件 数
	計画策定の考え方	3 件
	めざす姿	1 件
	現状と課題	3 件
	施策・事業	224 件
	子ども・子育て支援事業計画	1 件
	その他	6 件

子ども	項 目	件 数
	健康	1 件
	居場所と安全	2 件
	学び（学校生活）	5 件
	悩み事への手助け	2 件
	その他	1 件

2 なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する 総合計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方

（1）大人の意見の内容及び市の考え方

① 計画策定の考え方（3件）

計画の対象について（1件）
【主な意見の例】 ▶「子育て家庭」について、法律婚、事実婚、離婚後などに関わらず両親は子どもに対して養育する義務を有するので、行政は等しくかつ柔軟に対象としてほしい。
【市の考え方】 「子育て家庭」につきましては、法律婚、事実婚、離婚後などに関わらず「養育者、里親等を含む子どもを養育している家庭」を対象としています。

基本的な視点について（2件）
【主な意見の例】 ▶ 子どもの最善の利益とは何かを基準として予め示してほしい。 子どもが自分の意志で当事者参画するのは、難しいと感じる。子どもが自分の意見を安心して話すことができる相手が必要であり、独立・中立的ですべての子どもが簡単にアクセスすることができるアドボケイトの役割を果たす機関等の設置を検討してほしい。また、困難を発見できる体制について言及されているが、困難者の声が埋もれないよう不服の救済ができるようにしてほしい。 ▶「地域コミュニティの力を活用できる仕組みづくり」は、どの事業をもとに実施するのか計画ではわからない。
【市の考え方】 「子どもの最善の利益」は、児童の権利条約において主な理念として挙げられているものであり、「一人ひとり異なる感性や個性を持った子どもが、心身ともに健やかに育つことのできる環境の中で、十分に愛され、ありのままの自分であることを認められ、幸せに暮らすことができること」が大切であり、何らかの基準を設けるものではないと考えています。また、子どもが自分の意見を表明できるよう、子どもが参加しやすい機会を設けるなど、取り組みを進めてまいります。 令和2年1月に子どもの権利擁護機関（名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」）が設置されました。この機関は、多様な分野の専門家から構成されており、子どもの権利を守るため、子どもの立場に立って権利侵害の早期発見・解決・予防等に取り組んでまいります。 「基本的な視点」につきましては、なごや子ども・子育て支援協議会から、答申において『計画の基本的な視点』をもって計画を策定し、推進していくことを期待する」との考え方を示していただきました。答申のご意見を踏まえ、特定の事業に限った考え方としてではなく、「すべての施策に共通に求められる考え方」や「すべての施策に取り組む上で持つべき視点」として記載しています。

② めざす姿（1件）

成果指標について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 成果指標は、もう少し詳しい分析考察と、政策・事業ごとの目標値がほしい。数が目標値だと対象の何%なのかがわからない。
【市の考え方】 現行計画の達成状況を踏まえ、今後も継続的に施策を評価していく必要があることから、計画案においても現行計画と同じ成果指標を用いることとしました。次年度予定しております現行計画の総括の状況を踏まえつつ、本計画案における計画期間におきましても、計画全体の効果や達成度を評価してまいりたいと考えております。また、本計画案では、現行計画では設定していなかった事業ごとの目標値を掲載しており、目標の達成に向け、毎年度進捗管理を行ってまいります。

③ 現状と課題（3件）

主な課題について（3件）
【主な意見の例】 ▶ 課題に子どもの権利の保障をあげていることは、大変重要なことである。アンケートからもわかるように、今後は子どもへも大人へも、「子どもの権利条約」および「なごや子ども条例」を普及することが重要と考える。 ▶ 情報提供の仕組みについて、包括的な事業が計画にないので明らかにしてほしい。 ▶ 主な課題において、学齢期における障害や発達に関する相談システムがないことに触れるべきである。
【市の考え方】 本市では令和2年1月に、第三者機関である子どもの権利擁護機関を設置しました。この子どもの権利擁護機関では、個別的な子どもの権利の回復にかかる取り組みを行うほか、子どもの権利の普及啓発も行うこととされています。なごや子ども条例のパンフレットをわかりやすく刷新し、子どもの権利相談室で活用していただくなど、なごや子ども条例の認知度を高められるよう、子どもの権利擁護機関相互に連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。 情報提供につきましては、事業ごとに対象や情報提供に適切な時期や情報提供の方法が異なることから、情報提供自体を事業として掲載することはしておりませんが、すべての事業において、適時適切な情報提供につとめてまいります。 また、発達支援における学齢期の子どもの支援の重要性は今後高まることが想定されており、このプランに掲げる地域療育センターの拡充と並行して学齢期の発達支援のあり方についても検討する必要があると考えております。

④ 施策・事業（224 件）

施策 1 子どもの権利を守り生かすことへの支援（10 件）

なごや子ども条例の推進について（3 件）

【主な意見の例】

- ▶ 子ども、保護者、地域等関係する人々が、条例を目にしてくれるのか。原文を見ると難しい言葉が多いので、子どもが読んでもわかる内容にしてほしい。
- ▶ 子どもの権利条約を子どもに知らせることも大切だが、大人にも周知啓発が必要。保育園の保育士、幼稚園の教員、学校の教師、児童館、トワイライト、学童保育、主任児童委員、民生・児童委員、学習塾など各施設や担当者を対象とした周知啓発、学習会を開催すべき。
- ▶ 子どもの権利について、名古屋市全体、部局に関わらず普及・啓発に取り組んでほしい。教員も含め名古屋市全職員の認知が 90%を超えている状態で臨んでほしい。

【市の考え方】

なごや子ども条例のパンフレットを分かりやすく刷新し、関係者に配布したり、各種会議で案内したりするなど、なごや子ども条例の周知啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。刷新したパンフレットにつきましては、全庁的な周知にも活用し、本市職員へのなごや子ども条例の普及・啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

また、子どもにも理解を深めてもらえるよう、子ども向けパンフレットの作成にあたっては、わかりやすい言葉ややさしい表現を使うなどの工夫をしてみたいと考えています。

ご意見を踏まえ、「なごや子ども条例の推進」の計画目標に「わかりやすいパンフレットの作成や新たな手法による広報等、積極的な広報・普及啓発の実施」を追記いたしました。

人権施策について（2 件）

【主な意見の例】

- ▶ 人権センター内だけでなく、どうやったら広く名古屋市内に啓発できるのか考えてほしい。名古屋市内外の人権にかかわる NPO 法人などをつなげ応援するなど、言葉どおりのセンターとなることを期待している。
- ▶ 以前、緑区で子どもたちが企画者となり、子どもの人権を考えるイベントを開催した。「人権尊重のまちづくり事業」では、各区で年に一度は子どもの人権についての企画を実施してほしい。

【市の考え方】

なごや人権啓発センターでは、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供しており、講演会や研修会などの開催、新聞広告や地下鉄車内広告の実施などにより、広く名古屋市内に向けて人権啓発を行っています。また、NPO 法人や企業等に対しては、会員制度による研修室の利用、人権学習資材の貸出や提供、研修講師の派遣などを通じて、人権にかかる活動を支援しています。

「人権尊重のまちづくり事業」は、区が地域と関わりながら、地域における人権課題に応じて、市民と行政とのパートナーシップによる人権尊重のまちづくりを進める事業です。

引き続き、「市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた

『人間性豊かなまち・名古屋』の実現をめざし、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供してまいります。

学校における人権教育の推進について（4件）

【主な意見の例】

- ▶ 学校教育の中で「子どもの権利条約」「なごや子ども条例」を教えることが、広く確実に普及するのではないか。まずは、教師が子どもの権利を正しく学ぶこと、そのうえで、学校で子どもに教える。そのようなシステムをつくっていただきたい。
- ▶ 「子どもの権利」を子どもたちが知るために、子どもたちが一日の大半を過ごす学校での普及が有効と考える。特に教師には「子どもの権利」と「なごや子ども条例」を理解する講習の受講を必須としてほしい。

【市の考え方】

名古屋市が推進する人権教育は、日本国憲法や児童の権利に関する条約等の理念にのっとり、子どもの人権を含む基本的人権を尊重する精神の涵養をはかる教育活動です。発達段階に応じながら、学校教育活動全般を通じて、各学校園が創意工夫し人権教育を推進していくことで、自分の人権についての理解を深めるとともに、互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成につとめてまいりたいと考えております。

また、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修の中で「子どもの権利条約」「なごや子ども条例」について学ぶ場を計画的に設定していきます。

キャリア支援について（1件）

【主な意見の例】

- ▶ キャリア支援について、現行の政策も必要かと思うが、子どもたちに基本となる労働者の権利などを教えることが必要ではないか。ブラックバイト・企業などの問題は、子どもたちに無関係ではなく、実際に被害にあう前に知っていてほしい。

【市の考え方】

高等学校では、「現代社会」の中で、雇用・労働問題・社会保障について理解を深めるとともに、雇用の在り方や労働問題について国民福祉向上の観点から考察する機会を設けています。また、「政治・経済」においては、雇用と労働を巡る問題について、労働基本権の保障・労働条件の改善・労働組合の役割などに触れながら指導しています。一方で、子どもがインターンシップを経験することにより働くことの尊さや意義を学んでいます。また、各校においては、生徒の実態に応じ、キャリア教育の一環として社会保険労務士による「働くルール」に関する出前講座等を実施しています。

施策 2 子どもの健康の支援（2 件）

思春期保健事業（思春期セミナー）について（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ 厚労省の「健やか親子 21、第二次」でも思春期の性の問題が強調されていることや、若年出産や予期せぬ妊娠が虐待等につながりやすいことから、「思春期保健事業（思春期セミナー）」を施策 4 の学びの支援においても位置付けてほしい。

【市の考え方】

思春期保健事業では、保健センターが小中学校、高校等との協力体制のもと、心身の両面の健康づくりに関する啓発の中で、自らを大切にすること、予期せぬ妊娠についての知識の普及についても取り組んでおります。こうした中で、「なごや妊娠 S O S」についての周知媒体を配布したり、案内なども行っているところです。今後一層、保健センターと学校の連携の強化につとめてまいります。

4 歳児及び 5 歳児歯の健康づくり事業について（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ フッ素は虫歯予防になるのか。幼稚園や保育園で実施されると選択の余地が無くなってしまふ。保護者の希望を聴くなどの努力がなされないままフッ化物洗口が推進されることは反対。

【市の考え方】

フッ化物応用によるう蝕予防効果と安全性は多くの研究により示されております。本市においては、厚生労働省発「フッ化物洗口ガイドライン」に基づきフッ化物洗口を幼稚園・保育所ごとに推進・実施しております。実施にあたっては園歯科医の管理と指示の下に、職員や保護者等が必要性を理解し同意を得られた上で実施しております。

フッ化物洗口における洗口動作は自らが主体的に行うもの（セルフケア）で、健康格差の解消の観点から今後も普及につとめてまいります。

施策 3 居場所と安全の支援（138 件）

留守家庭児童健全育成事業について（放課後児童健全育成事業所の不足対策）（53 件）

【主な意見の例】

- ▶ 学童保育のニーズが高まり、学童保育所に入所できない家庭が出てきている。学区に学童保育所を 1 か所以上つくること。
- ▶ 学童保育の希望者が多すぎ、学童保育所の設置が追いつかない。設置のために、土地施設を名古屋市の責任で確保してほしい。

【市の考え方】

放課後児童健全育成事業につきましては、留守家庭児童育成会（以下「育成会」といいます。）の設置数増に向けた対応と、トワイライトスクールからトワイライトルームへの段階的な移行につとめ、実施か所数を増やすことで受け入れ可能人数を増やすようつとめてまいります。

また、育成会の運営場所に関する支援としては、本市独自で、民家等を借りる場合の家賃補助や土地を確保した育成会に対する留守家庭児童専用室の無償貸与を行っております。その他、市有財産の利用にかかる個別の問い合わせに対する所管局への使用の可否の確認や、本市公式ウェブサイトには育成会が利用できる土地や建物の募集情報の掲載をしているところです。さらに、専用室の建替えの間の一時移転先につきましても、民家等を借りる場合は家賃補助を行うなど、支援を行っているところです。今後とも、育成会における運営場所の確保がはかれるよう、個別の事情について、丁寧に把握しながら、できる限りの支援につとめてまいりたいと考えております。

留守家庭児童健全育成事業について（留守家庭児童育成会への家賃・地代等の補助）（51 件）

【主な意見の例】

- ▶ 家賃補助を全額保障にしてほしい。学童保育所の家賃補助があまりにも低すぎる。
- ▶ 地代補助を創設し、全額保障としてほしい。
- ▶ 助成金を増額してほしい。

【市の考え方】

留守家庭児童育成会（以下「育成会」といいます。）の運営場所にかかる本市独自の支援策として、家賃補助や留守家庭児童専用室の無償貸与等を行っています。

家賃補助の拡充については、平成 28 年度から補助上限額を増額したところではございますが、その効果を検証しつつ、留守家庭児童専用室の無償貸与を含めた、育成会への支援制度全体の中で慎重に検討してまいりたいと考えております。また、育成会の運営場所の確保について、家賃補助や留守家庭児童専用室の無償貸与等の支援を行っていることから、さらに地代の補助を行うことは困難と考えております。

なお、育成会への土地や家屋の提供が促進されるよう、育成会に土地や借家を無償貸与する方への固定資産税及び都市計画税を減免するなど支援につとめているところです。

助成金につきましては、国による放課後児童健全育成事業に対する補助も充実してきており、本市におきましても、できる限りの情報収集を行い、当年度の国の補助単価をベースにした助成を行っているところです。

今後とも留守家庭児童健全育成事業の安定的な継続に向けたさまざまな支援策を行ってまいりたいと考えております。

留守家庭児童健全育成事業について（留守家庭児童育成会の指導員）（6 件）
【主な意見の例】 ▶ 指導員の体制が安定するよう、募集にかかる費用の助成を新たに設けてほしい。 ▶ 学童保育指導員は賃金が低いため、アルバイト、パートがなかなか長続きしない。体制不足が常態化し、本来必要な人数の体制が組めないため、長時間労働となっている。 ▶ 指導員を常勤で複数配置できるよう助成金の基本額を増額してほしい。
【市の考え方】 国において、放課後児童健全育成事業所における職員の雇用の定着を促進するため、積極的に対応がはかられているところです。 本市においても、まずは、放課後児童支援員等处遇改善等事業助成をはじめとする指導員の処遇改善につながる運営助成を行うことによる、指導員の継続的な雇用につながる支援が重要であると考えています。 職員体制の確保について、今後とも国の動向を注視しつつ、関係団体の意見もお聞きしながら、必要な支援につとめてまいりたいと考えております。
留守家庭児童健全育成事業について（留守家庭児童育成会の施設整備）（25 件）
【主な意見の例】 ▶ 専用室の規格を、子どもの生活の場としてふさわしいものにしてほしい。子どもが病気をしても、休憩するところがないため、静養室だけでも標準としてほしい。 ▶ 静養室・職員室を確保してほしい。 ▶ 子どもの人数分のロッカー、シャワー、エアコンを設置してほしい。
【市の考え方】 留守家庭児童専用室につきましては、基準に沿った大きさや建築基準法等関係法令に基づく部材の使用など、標準的な仕様について定めているところです。 標準仕様については、保護者からのご意見などを踏まえ、段階的に改善を行っているところであり、令和 2 年度からは酷暑期の遮熱性等を確保するため、二重窓などを標準仕様に追加します。これら標準仕様以外の仕様（いわゆる「グレードアップ」）につきましては、留守家庭児童育成会（以下「育成会」といいます。）ごとに希望する内容も異なると考えられることから、育成会負担によるオプション対応としているところでございます。 なお、育成会が実施するエアコン等の設備の整備及び備品に要する経費については令和 2 年度から助成の対象とし、計画的に実施してまいります。

子どもの居場所について（2件）
【主な意見の例】 ▶ 子どもが、のびのびと自由に遊べる環境を提供し、安全を支援するために、新しい居場所の提供が必要。トワイライト、児童館は、室内で安全ではあるが、職員・大人の指導が行き過ぎてしまうことにより、子どもの権利を奪ってしまうことがあるのでは。 ▶ 休息につながるものが見受けられないように感じた。特に中高生世代の子どもたちが安心して休息できる場や機会が見落とされがちであり、子どもの居場所づくりの観点からも施策に反映されることを望む。
【市の考え方】 トワイライトスクール及びトワイライトルームでは、子どもたちの自主性、社会性、創造性を育むため、子どもの思いや考えを生かし、子どもの心に寄り添った事業展開をはかっているところです。また、児童館は、遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されており、誰でも自由に過ごしていただくことができます。なお、トワイライトスクール及びトワイライトルーム、児童館では、子どもたちが安心して過ごせるよう、子どもへの対応について運営スタッフを対象としたさまざまな内容の研修を実施し、適切な指導につとめております。今後も、子どもたちへ豊かな遊びや交流の機会を提供できるようつとめてまいります。 中高生世代の子どもたちが安心して休息できる居場所につきましては、児童館において中高生が人や社会と関わり、自主的な活動を促すため、通常の開館時間より遅い時間帯に、中高生のみが参加できる「中高生の居場所づくり事業」を実施しております。また、青少年交流プラザでは、青少年が気軽に立ち寄り、安心安全に過ごすことができるよう、居場所づくり事業やオープンスペースの環境整備を実施しております。
防犯対策について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 防犯カメラ未設置の通学路や公園に防犯カメラの増設・導入による犯罪抑止を行い、児童をはじめ市民が安心して外出できるまちづくりを行ってほしい。
【市の考え方】 本市では、街頭犯罪抑止を目的とした地域団体が行う防犯カメラの設置に対して補助を行っております。

施策 4 学びの支援（12 件）

少人数教育の推進について（2 件）

【主な意見の例】

- ▶ 少人数教育の推進を一步進め、学力差が開く時期といわれる 3・4 年生にも 30 人学級を拡大することをめざしてほしい。
- ▶ 教員がゆとりを持って子どもたちの対応にあたれるよう、働き方改革を推進するとともに、少人数学級を小学校 2 年まででなく、中学 3 年までへと進めてほしい。

【市の考え方】

小学校 1・2 年における 30 人学級、他の学年では少人数指導やチームティーチングを実施し、本市の教育力向上につとめてまいります。

画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善について（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ 「画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善」では、公立学校のことしか触れられていないことに違和感を覚える。保護者の学習費負担がない公立に限らず、すべての学びの場における話であってほしい。

【市の考え方】

社会が大きく変化する時代においては、子どもたちがその変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたり、現在では思いつかない新しい未来の姿を構想し、実現したりする力を育むことが必要です。本事業は名古屋市教育委員会が所管する名古屋市立学校園を対象としています。ご理解いただきたいと思います。

学校給食について（3 件）

【主な意見の例】

- ▶ 給食費未払問題を解決せずして給食の質の向上はない。払うべきお金を払わないで済むなら払わないと教える親の元では清き心は育たない。それならば給食費は全額市で負担すべき。
- ▶ 名古屋市内小学校の給食の質（品数・質量・栄養素量）が担保されていないと一部報道されている。必要であれば給食費の値上げや財源確保による対応など質・量向上に向けた改善をしてほしい。

【市の考え方】

学校給食は保護者の方にご負担いただいている給食費で食材を賄っておりますことから、未納額が増えていきますと、給食運営に支障を来すだけでなく、給食費をお支払いいただいている保護者との公平性を欠くことにもなりますので、給食費をお支払いいただけるよう、保護者の方の状況を勘案しながら対応しているところです。

また、令和 2 年度より給食費の値上げを予定しており、これにより給食内容を充実させ、多種多様な食材を使用した献立を提供することにより、子どもたちにとって給食をより楽しく魅力あるものとしていきます。

小・中学校冷暖房設置について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 近年の夏季高温化で勉強時の環境が悪化している。冷暖房の設置を推進してほしい。
【市の考え方】 名古屋市立学校におきましては、すべての普通教室、及び一部の特別教室（コンピュータ室、特別活動室等）に空調設備の設置を完了しております。今年度はさらに、音楽室、図書室への空調設置を推進しているところです。

小・中学校での PTA 業務の効率化について（1件）
【主な意見の例】 ▶ PTA の業務により両親への負担増加、さらに専業主婦世帯への業務増となっている。公平性・効率性の観点から改善が必要。
【市の考え方】 P T A は独立した社会教育関係団体のため、いただいたご意見をもとに、より良い形で P T A を運営できるよう助言を行ってまいります。

小・中学校でのトイレ洋式化工事について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 和式トイレで用を足すことができない児童が増えており、体調を崩す児童生徒の増加が懸念される。災害時避難住民（特に高齢者）が筋力の衰えにより和式を使用できず、トイレを長期間使用できず体調を崩す事例があったことから、広域避難先に指定されている小中学校でのトイレの洋式化推進が必要。
【市の考え方】 学校のトイレの洋式化につきましては、リニューアル改修や保全改修時に進めてまいります。なお、指定避難所である小中学校については、屋外トイレ及び体育館まわりのトイレにおいて、令和元年度より順次洋式化を進めております。

公立校以外に通う子どもへの支援について（3件）
【主な意見の例】 ▶ オルタナティブ・スクールへの出席が地元の公立校の出席に振り替えられるものの、スクールへの公的補助がなく、運営資金は有志からの寄付や保護者からの納入金に頼っている。子ども達が等しく教育を受ける権利を行使するために、公立・私立の学校と同様、オルタナティブ・スクールへの公的補助を制度化してほしい。 ▶ 公立校以外に居場所や学びの場を見つけれられても、市からの助成ではなく、公立校に配分されている教育費を回してもらえない。適応指導のフレンドリーナウはあくまで公立校に復帰するための中間的な場であり、現在の公立校のシステムなどになじめない子どもには不適當な施設だと思う。子どもが安心して学べる環境を保障してほしい、
【市の考え方】 多様で適切な教育機会の確保については、不登校対策の現状と課題を明らかにするとともに新たな不登校対策について検討を進めていく中で議論していきます。

施策5 多様な交流と体験の支援（8件）

子ども会活動への支援について（1件） 【主な意見の例】 ▶ 子ども会活動の課題は、お金だけの問題ではなく担い手の不足によるもの。一律の事業をやめて、各子ども会（せめて学区単位）の裁量でできるように支援してほしい。お金の助成も各町内単位にこだわらずに、もう少し幅を広げてほしい。 【市の考え方】 本市においては、地域の子ども会による文化、体育及び奉仕の活動などに対して、助成金を交付し、自主的な運営を支援しております。なお、助成金の対象については、町内単位のみに限定するものではありません。 また、子ども会の担い手を確保するため、子ども会の加入促進のチラシを配布する等の周知啓発につとめているところでございます。
児童館における子どもの育成について（1件） 【主な意見の例】 ▶ 児童館は、指定管理者になっているために、提出した企画書以上のことはしないという点が残念。地域のボランティアを巻き込みながら、市民と協働できる仕組みとした指定管理者制度にしてほしい。子育て支援拠点事業と児童館を両立できる職員を育成してほしい。 【市の考え方】 児童館をはじめとする指定管理者制度導入施設においては、適切な管理運営がなされ、一層のサービス向上がはかれるよう、指定管理者の管理運営状況について年に一度点検・評価を実施し、その結果も公表しております。 また、児童館職員には、子育て支援員研修の受講の機会を設けております。
トワイライトスクール等について（3件） 【主な意見の例】 ▶ 子どもの声を聴くことで、放課後の居場所でもあるトワイライトスクール・ルームが、子どもが安心して育っていける場、主体的に考え活動していける場になることを望む。 ▶ トワイライトスクールを利用している小学生から、「静かにしなさい。泣くな。走るな。」と怒られてばかりだと聞いた。職員になごや子ども条例を知っていただき、子どもの権利を学んで対応してほしい。 ▶ 学校の運動場を開放し、トワイライトで使えるようにしてはどうか。遊び、鬼ごっこやドッジボール、かくれんぼなど、自由に遊べるスペースにしたらいいと思う。 【市の考え方】 トワイライトスクール及びトワイライトルームでは、子どもたちの自主性、社会性、創造性を育むため、子どもの思いや考えを生かし、子どもの心に寄り添った事業展開をはかっているところです。また、子どもたちが安心して過ごせるよう、子どもへの対応について運営スタッフを対象としたさまざまな内容の研修を実施し、適切な指導につとめております。

トワイライトスクール及びトワイライトルームの活動場所については、学校の余裕教室を活用するほか、学校運営上支障のないところで、特別活動室や運動場なども利用して事業を実施しております。今後も、可能な限り学校施設を活用し、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができるようつとめてまいります。

子どもの遊び場における地域住民等との交流について（2件）

【主な意見の例】

- ▶ 留守家庭児童健全育成事業、トワイライトスクール(ルーム)、児童デイサービスなど細分化された場所だけでなく、誰にでも開かれた遊び場が必要であり、プレーパークの常設化、事業化を提案する。
- ▶ すべての地域住民が交流できる場所として、また地域の中で異なる年齢の子どもと遊ぶことを通して、主体性や社会性を身につけていくことができる豊かな遊び場を提供するため、プレーパークを各区にひとつ設置してほしい。

【市の考え方】

本市では、児童館において、18歳までの全ての児童に対し、自主的な遊びの場を提供するとともに、主体性や社会性、協調性を身につけるためのクラブ活動や行事を行う等、児童の自主的活動を支援しております。児童館は0歳～18歳の子どもであれば、誰でも利用していただけます。

また、子育て支援・児童健全育成だけでなく、地域住民との交流事業やボランティアの育成・支援等を児童館事業の中に位置づけており、16区全ての児童館で実施しております。

今後も地域と連携をはかりながら、子どもの豊かな遊び場を提供できるようつとめてまいります。

子どもの育成に関わる大人への子どもの権利についての意識醸成（1件）

【主な意見の例】

- ▶ 地域の大人たちが、子どもの学びに参画できることは非常にうれしいが、子どもの権利条約を学んだ上で参画すべきである。

【市の考え方】

なごや子ども条例のパンフレットをわかりやすく刷新して配布するなど、地域の方々にもなごや子ども条例の内容をご理解いただけるよう、なごや子ども条例の周知啓発に積極的に取り組んでまいります。

施策7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援（2件）

不妊・不育にかかる支援について（1件）

【主な意見の例】

- ▶ フランスのように不妊教育を小中学校で充実させるべきではないか。

【市の考え方】

児童や生徒に対する、正しい妊娠・出産に関する知識の周知や啓発は必要であると考えております。施策2事業番号015「思春期保健事業」においても、心身の健全な育成にかかる内容について取り組んでおります。

多胎児の育児サポートについて（1件）

【主な意見の例】

- ▶ 双子や三つ子を連れての外出は大変であるため、タクシー会社へ協力を求め「子育てタクシー」を走らせたらいと思う。また、多胎児を育てた経験のある方を多胎児の子育てサポーターとして養成してほしい。経験していないとサポートできない。

【市の考え方】

多胎児の家庭の支援として、令和2年度より、保健センターの健康診査への同行等の支援や多胎児育児経験者による相談等を行う「多胎児家庭支援モデル事業」を開始することとしております。

施策8 経済的負担の軽減（2件）

保育所等の利用者負担額の軽減について（2件）

【主な意見の例】

- ▶ 幼児教育・保育の無償化が始まったが、この制度が子どもの安全基準に満たない認可外保育施設にも適用されていることは問題だと思う。基準を満たさない認可外施設に関しては、条例で制限をかけるなど公費投入は避けるべき。
- ▶ 幼児教育・保育の無償化が始まり、副食費が実費負担になったが、大事な保育内容である保育園の給食は、公費で補償すべきではないか。また、認可外施設も無償化となり、公費が投入されているが、基準を満たさない状況が常態化しないための対策をしてほしい。

【市の考え方】

国においては、現在でも指導監督基準を満たさない認可外保育施設を利用する人がいない場合など、特に必要であると認めるときは、条例で規定することで、無償化の対象となる施設を制限することができるとしています。本市においては、指導監督基準を満たしていない施設を利用しているお子さんがおり、国が想定している特に必要であると認める特段の事情がないことから、条例において、認可外保育施設の制限は行わず、広く子育て家庭の経済的負担の軽減につとめることとしています。

食材料費については、これまでも保護者が負担してきた経緯のほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることなどを踏まえ、国の制度設計の中で、無償化の対象から除くことが原則とされ、主食費と同様、副食費についても施設による実費徴収とされたところす。なお、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降のお子さんについては、負担軽減の観点から、副食費の徴収が免除されることとなったところです。

施策 9 地域全体での子育て支援（20 件）

必要な支援を受けるための入口について（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ 妊婦健診、母子手帳交付時など、保護者がまず接するのが保健センター保健師なので、前文の 3 行目「必要な支援を受けられるよう、」の次に「各区の保健センターを支援の入口として充実させるとともに、」を挿入したほうがよいのではないか。

【市の考え方】

各区の保健センターも支援の入口の一つですが、地域のさまざまな機関が入り口となり、それぞれが連携しながら、支援にあたっていくべきものと考えます。

子育て応援拠点について（4 件）

【主な意見の例】

- ▶ 位置づけが不明瞭なので、全区に拡充する前に、大幅に見直した方がよいのではないか。一か所の子育て応援拠点で虐待予防、一時預かり、交流、地域の連携、情報発信、相談支援すべてを行うのは可能なのか、事業を縮小した方がよいのではないか。
- ▶ 子育て応援拠点や地域子育て支援拠点を拡充する方向が示されているが、拠点をどこの機関がどう束ねて連携を取っていくのかが見えづらく、地域によっては混乱している。

【市の考え方】

子育て応援拠点は、地域子育て支援拠点の親子の交流の場に加えて、一時預かりや相談支援などより充実した支援を提供するものです。交流や相談支援の場として普段から利用する子育て応援拠点であれば、利用する子どもが環境になじみやすく、親も安心して預けられることから、子育て応援拠点で一時預かりを実施することに意義があると考えております。

また、子育て応援拠点は、区内の拠点を統括するのではなく、地域子育て支援拠点の相互理解や課題共有等の区内の地域子育て支援拠点の連携支援を行うこととしており、各区に 1 か所を目途に設置してまいりたいと考えています。

地域子育て支援拠点事業について（4 件）

【主な意見の例】

- ▶ 拠点の開設にあたって物件を探しているが、金額のこともあり難航している。拠点が集中しないように応援拠点の設置場所を中学校区から少し距離が離れていても認める方向としてほしい。中学校の空き教室が利用できないものか。
- ▶ 拠点研修を実施する中で、保育所の支援センター職員の関心が低い。園長先生と現場の職員との温度差を感じる。子どもたちの前で怒鳴ったりする行為はパワハラに近い。職員やこどもの心理状況が心配。園長を対象として研修が必要。
- ▶ 名古屋市や区の広報に地域子育て支援拠点を取り上げてほしい。孫を連れての利用も増えているので子育て世代以外にも知ってもらう広報が必要。気になる親子へのサポートとして保健センターとつながりたいが連携が難しい。連携できるようにシステムをつくってほしい。
- ▶ 地域の子育て支援拠点が増えてきたことは良いが、「利用時間が短い」、「日曜休みで父親が

利用できない」との声聞く。地域で利用しやすい拠点に改善してほしい。
【市の考え方】 地域子育て支援拠点事業の委託料については、国からの交付金の基準額を参考にしています。また、物件賃借料が必要な拠点と不要な拠点で上限額に差を設けております。地域子育て支援拠点（子育て応援拠点を含む）については、中学校区で1か所設置してまいりたいと考えています。 地域子育て支援センターとして位置づけられている保育所につきましては、職員研修において、人権、リーダーシップ、職場マネジメント等をテーマとしたものを実施することにより、意識の向上につとめているところでございます。 広報につきましては、地域子育て支援拠点を知っていただくことは拠点の利用者増につながるものであることから、引き続き取り組んでまいります。地域子育て支援拠点と関係機関との連携につきましても重要なことと考えております。 利用日時につきましては、地域のニーズを踏まえて土曜日や日曜日に開設している地域子育て支援拠点もございます。引き続き地域のニーズに応じた運営を行ってまいりたいと考えております。

子ども・子育て支援センターの運営について（1件）
【主な意見の例】 ▶「子育て家庭を支援するネットワークづくりを進める」とあるが、どう進めていくのか。地域で支援活動を行う団体とのネットワークをどう考えるのか。
【市の考え方】 子ども・子育て支援センターにおいては、引き続き、市内の子育て支援団体、サークル等を繋ぎつつ、ネットワークの拡充につとめてまいります。

地域子育て支援ネットワークの推進について（2件）
【主な意見の例】 ▶ 現行の補助金の規模では単発的な事業がせいぜいで、実質的なネットワーク強化は難しいのではないか。「地域の子育て支援」になぜ「広域事業」が含まれるのか。 ▶ 地域の住民が積極的に関わるネットワーク事業がないのではないか。
【市の考え方】 地域子育て支援ネットワークは、子育て支援関係機関が連携して行う活動に要する経費を補助することにより、その連携を強化し、地域における子育て家庭への支援を促進していくという趣旨で事業を実施しております。ネットワーク事業では、地域の子育て支援に関係する方々が関わり、事業を実施しております。 また、広域事業は同一行政区のみではなく、区域を越えて連携した活動を対象としております。

のびのび子育てサポート事業について（2件）
【主な意見の例】 ▶ のびのび子育ての情報が利用したい方に届くよう、支援センター等でも広報するとともに、会員登録を区ごとにしたり、手続きを子育て支援センターだけでなく地域子育て支援拠点でもできるようにしたり、高齢者を生かす工夫をするなど地域でサポートしやすい環境づくりをしてほしい。 ▶ リスクがある方や多胎児の親御さんは自由に外出できずのびサポの登録に困るので妊娠中に手続きできたほうがいい。
【市の考え方】 のびのび子育てサポート事業の会員登録については、市内8か所の支部で実施しており、できるだけ居住区に近いところで対応できるようにしております。利用手続きやマッチングについては、提供会員及び利用会員と直接面接を実施している支部に限定していきたいと考えておりますが、広報につきましては、地域子育て支援拠点をはじめ効果的な周知に向け検討してまいりたいと考えます。 また、依頼会員と提供会員の相互扶助による事業であることから、誤って年齢に満たない児童を預かることがないように、預かりが可能となる出生57日目以降の登録としているところです。
赤ちゃん訪問事業について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 主任児童委員の赤ちゃん訪問を第2子以降にも実施すべきである。また、多胎児やリスクのある親子さんに、出産前に、例えば、高齢者のケアマネージャーのように、親御さんから状況をヒアリングし、サポート事業や民間のサポートを取り入れて、ケアプランを作成しつなげるケアサポーターを投入してほしい。アウトリーチできる仕組みをつくってほしい。
【市の考え方】 民生委員による赤ちゃん訪問については、地域と子育て家庭をつなぐ取り組みとして、第1子を対象に実施しています。これとは別に、保健師等による新生児・乳児の発育・発達等の助言指導を行う訪問事業を実施しており、これについては、出生したすべてのお子さんを対象としております。
一時預かり事業について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 一時預かり事業は不足していると思う。電話がつながらないという話をよく聞く。電話がつながらないことは、受け手側には伝わっていない。どれだけのニーズがあるのか把握されていないのではないか。
【市の考え方】 一時預かり事業については、ニーズが依然として高い状況であり、在宅支援施策の充実の必要性もあると認識していることから、地域子育て応援拠点事業や保育所等において、実施か所数の増をはかってきたところです。今後も計画を踏まえ拡充につき検討していきます。

エリア支援保育所事業について（2件）
【主な意見の例】 ▶ エリア支援保育事業は多胎児へのサポート、外国籍の親子へのサポート・サロンや地域子育て支援拠点に来ることができない親子へのサポートをする事業でもあるため、普段からエリア保育園が核になって民生子ども課・保健センター・NPO団体・療育センター・児相と連携してほしい。是非エリア保育園の機能を生かして地域のすべての子ども・子育て支援を実施してほしい。さらに、親支援をするための研修が必須であり、保育士のスキルを上げてほしい。保育の質を高めるための保育士対象の研修には子ども条例を学び・アドボカシーの研修を必須にしてほしい。 ▶ 子育て応援拠点と公立保育所エリア支援保育所と、機能が重複しているのではないかな。なぜ、保育の専門性がある公立保育所エリア支援保育所で、応援拠点が担当する虐待防止の支援枠の一時保育を実施しないのか。
【市の考え方】 エリア支援保育所事業は、おおむね1～2中学校区を単位としたエリア内の保育所等が一体となって保育の質を高め合うとともに、関係機関と連携しながら、地域の子どもや子育て家庭を支援していくことを目的とした事業です。 今後とも、地域のすべての子どもや子育て家庭を適切な支援につなげていくためのツールとして、親子の交流会等の開催、地域の子育て支援の場に出向いて子育てに関する相談に応じるなどのさまざまな取り組みを進めるとともに、区役所、保健センター、療育機関、NPO団体、児童相談所等、子育て家庭の支援にかかる関係機関同士をつなぎ、お互いに情報共有、連携をとりやすくするコーディネート役を担い、子育て支援のネットワークの強化を進めてまいります。 なお、エリア支援保育所が行う地域の子どもや子育て家庭への支援としましては、上述いたしました相談支援及び地域の子育て資源のネットワークの構築や活性化などの企画調整を想定しており、一時預かり事業につきましては、想定しておりません。

在宅子育て支援等について（2件）
【主な意見の例】 ▶ 働く母親が増えて、保育園探しの話が多くなるが、就職しないで子育てを選択している方が肩身の狭い思いをしている。そういう思いをしなくてもいい施策にしてほしい。「多様な暮らし方」がいい。 ▶ 他県から来た親子さんに、地域で1人でも多くの顔見知りや知り合い、言葉を掛け合う人が増えたらいい。子育てサロンで顔見知りになると声を掛け合うことができ、距離が縮まる。
【市の考え方】 地域での親子が集える場の提供は、在宅で子育てをしている方への支援として重要なことと考えます。引き続き、そうした場の提供の充実をはかってまいりたいと考えております。

施策 10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり（3 件）

地域の身近な公園づくりについて（2 件）

【主な意見の例】

- ▶ サッカーや野球など、子どもたちが思いきりボールを蹴ったり投げたりできる公園・広場の整備をしてほしい。思いきり遊べる場所がなければ、子どもは子どもらしくいることができない。
- ▶ 地域のつながりを再構築するには地域の誰でも自由につながるができる公園を活用することが必要である。近年子どもたちの遊び場である公園は禁止事項が増え、木登りや水遊びすらできなくなった。子どもの体力・運動能力は自発的、主体的な「自由な遊び」から育まれるものである。

【市の考え方】

本市では、歩いて行くことができる身近な公園の整備や、開園後一定期間以上が経過した公園の再整備を計画的に行っております。公園を整備するにあたり、ボール遊び等、利用者のニーズに即した公園となるよう地域の方々のご要望を確認しながら進めてまいります。

また、木登りや水遊びにつきましては、公園利用者の安全性の問題や、樹木・水景施設の保護のため、利用を制約しております。ご理解いただきますようお願いいたします。

市営地下鉄の女性専用車両等について（1 件）

【主な意見の例】

- ▶ 女性専用車両の名称を女性優先車か女学生・児童優先車に変え、女性だけでなく男児や障害者など幅広い層が安心して名古屋市地下鉄を利用できるようにすべきだと思う。また、地下鉄の車内への防犯カメラの導入をしてほしい。

【市の考え方】

名古屋市交通局の女性専用車両は、地下鉄車内における「痴漢被害等迷惑防止」の観点から、女性に安心してご乗車いただくために東山線（平日の始発から終発）及び名城線・名港線（平日の始発から 9 時）に設けています。名称については、導入の趣旨を明確にするため「女性専用車両」としてしています。男児や男性の障害者につきましては、女性のお客さまが安心してご乗車いただけるよう導入した趣旨のため、男性のみでの乗車を認めることは考えていませんが、目の不自由な男性のお客さまなど一定の配慮が必要な方等のご乗車については、お客さまにご理解をいただけるよう周知をしています。

地下鉄車内における防犯カメラの導入については、セキュリティ向上のため、車両の更新時に車内カメラを設置してまいります。

施策 11 多様な働き方に対応できる環境整備の促進（2 件）

働き方について（2 件）
【主な意見の例】 ▶ 企業は利益を社会に還元し、安定した職で安心して子どもを生めるような社会にしてほしい。 ▶ 小さな子どもを持つ両親の働き方改革は何とかならないか。母親ばかりでなく父親の働き方改革も必要であり、小さな子どもがいる家庭は午後の 6 時までには家に帰れる状態にするという企業努力が重要だと思う。
【市の考え方】 本市では、社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、特に優れた企業を表彰する子育て支援企業認定・表彰制度を実施しています。その中で、女性の育児に関する取り組みだけでなく、男性の育児参加を促進する取り組みや男性の育児休業の取得実績なども評価の対象としているところです。 今後とも、子育てにやさしい企業が広がっていくよう、制度の周知につとめてまいりたいと考えています。

施策 12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供（3 件）

保育所等待機児童対策の取り組み推進について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 年収が高いと近くの人気のある保育園に入れず不人気の保育園に回されるのは納得できない。小中学校で同一区が優先の方針を取るなら保育園もまず同一区の人が優先であるべきである。人気のある保育園の理由を分析し、不人気保育園の改善を促すのも必要ではないか。
【市の考え方】 保育所等の利用について、本市では、定員を超える利用希望があるなど、利用を希望するすべての児童が利用できない場合、「利用調整基準表」に沿って、保育の必要な理由や世帯の状況などをランクや指数に反映し、そのうえで利用を決定するという利用調整を行っています。利用調整基準表については、これまでも利用希望者や保育所等からのご意見を踏まえた見直しを実施しているところです。今後も、他都市の事例や、保育所等の利用状況を踏まえつつ、市民の方の声や、保育所等各施設・区役所などの現場の意見も聞きながら、より多くの人に理解をいただき、公平でバランスのとれたものとするよう引き続き検討していきます。なお、保育の質については、研修の実施や、毎年度すべての保育所等に対して施設監査を行うこと等により、確保につとめているところです。

保育案内人の配置について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 保育案内人の対応について。ある区役所で、子どもを連れたお母さんがシュンとしていたので声をかけたところ、保育園の相談に対し「無理」という冷たい答えをもらい泣きそうになっていたとのこと。特に、他県から来て身寄りも少ない若い母親にとっては、何気ない一言

もつらいものであり、返す言葉に温かみのある言葉を選ぶ職員でいてほしい。
【市の考え方】 保育案内人については、年間複数回の制度説明・情報交換の機会や研修の受講により、資質の向上につとめているところですが、今後も、引き続き保育案内人として必要な資質の向上をはかっていきます。

保育の質の確保について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 保育現場では、子どもの保育と保護者支援の重要度が増すとともに、地域の子育て家庭への支援も求められており、その支援を実行可能にする人員配置と予算確保をすべき。 待機児対策で、さまざまな事業者が参入する中、保育の質をどう確保するのか。増え続ける小規模型は、連携園の問題や、保育の質の点で心配という声もある。また、コンビニと一体型の認可保育所は、保育を受ける環境に格差を生んでいる状況である。企業主導型保育所をはじめ、241か所の無認可保育施設についても、保育の質を認可園並みに引き上げていく必要がある。数のみの追求に終わることなく、子どもの命に直結した問題ととらえ、質の向上を優先していただきたい。
【市の考え方】 民間保育所等にかかる人件費については、主に国の公定価格において支弁されているところです。本市としては、今までも、国に対して公定価格の増額を要望しており、国においても公定価格の増額や加算制度の創設などを通して、処遇改善がはかられてきています。今後も、引き続き国に対して更なる処遇改善の要望をしていきたいと考えています。また、本市では、さらに独自施策として「民間社会福祉施設運営費補給金」において、公私間格差の是正を行い、民間保育所等における保育士等の処遇改善につとめているところです。 地域型保育事業における連携施設の確保については、国の経過措置期間が令和7年3月31日まで5年間延長されたところですが、各事業者が円滑に連携施設を確保できるよう引き続き支援していきます。また、本市では、小規模保育事業所など地域型保育事業所や認可外保育施設に対して、年に1回指導監査・立入調査を実施しております。対象か所数が増加する中でも、毎年度全施設への指導監査・立入調査を継続し、運営状況に合わせた助言や指導を行うことにより保育の質が確保できるよう、体制を強化していきたいと考えています。 コンビニエンスストアと一体で設置される保育所についても、他の保育所と同様に、国や本市の定める基準に従う必要があります。また、一体施設の整備に向けて連携中のファミリーマート様には、店舗の運営において、子どもの育ちの場であることに配慮した対応をしていただく予定となっています。

施策 13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援（1 件）

社会的自立に困難を有する子ども・若者への支援について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 施策 13 の事業には子どもの権利条約をしっかりと理解している大人が対応してほしい。子ども立場に立って対応してほしい。
【市の考え方】 社会的自立に困難を有する子ども・若者への支援にあたっては、対応する職員が子どもの権利についてしっかりと理解することが重要であると考えております。 子どもの最善の利益をはかるという観点から、子どもの立場に立って支援を行うことができるよう、今後もさまざまな研修等を実施し、適切な支援を行うことができるようつとめてまいります。

施策 14 児童虐待等への対応（1 件）

子育て応援拠点事業について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 「子育て応援拠点事業」を施策 14 の事業とすべきではないか。
【市の考え方】 虐待の未然防止も事業の目的の 1 つですが、主な事業内容が地域全体での子育て支援であるため、施策 11 に掲げております。

施策 15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援（1 件）

養育費について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 法律上の問題解決の支援だけでなく、両親の離婚後の再出発を支援するためのプログラム（明石市で試行された FAIT プログラムなど）の検討もしてほしい。
【市の考え方】 本市では、離婚前の方も含めひとり親家庭を対象に、新たに養育費・面会交流等に関するセミナーを実施する予定としており、いただいたご意見も参考に、内容を検討してまいります。

施策 16 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応（3 件）

いじめ、不登校対策の推進について（3 件）
【主な意見の例】 ▶ 不登校児に対する事業が充実していないように感じた。フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完する事業を推進してほしい。また、学童期のこどもの学びを支援する民間施設、フリースクールに対して補助金を給付し民間施設の増加に働きかけ、子どもの通学できる範囲で教育を確保できるようにしてほしい。 ▶ 増え続ける不登校児童への対策として、フリースクールやオルタナティブ・スクールへ出席する子どもたちへの学習費用の支援をお願いしたい。さまざまな経済状況にある家庭の不登校児童の通学が可能になるだけでなく、フリースクール等が増えることで地理的な問題で通えなかった子どもたちの通学も可能になると考える。
【市の考え方】 不登校児童生徒の増加については、名古屋市としても喫緊の課題と捉えています。不登校の未然防止、多様で適切な教育機会の確保、関係機関の連携等について、現状と課題を明らかにするとともに新たな不登校対策の検討を進めていきます。 また、多様で適切な教育機会の確保については検討を進めていく中で議論していきます。

施策 17 社会的養育が必要な子どもへの支援（2 件）

養子について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 0 歳なら自分で他人の子でも育てたい人がたくさんいる。養子のシステムを整えて、外国みたいに養子がふつうになってほしい。
【市の考え方】 特別養子縁組の推進をはかるため、社会福祉事務所や保健センター、医療機関等の関係者に特別養子縁組についての理解を深めるための周知を行っていきます。 また、里親登録につなげるため、福祉・教育関係者に加え、シニア層、共働き世帯、子育て世帯など幅広い層に対して特徴をとらえたリクルート活動を行うなど、戦略的アプローチを検討し実施したいと考えています。

児童養護施設等入所児童のケアの充実について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 養護施設に入所している子どもたちに、たっぷりと愛情を注ぎ、学力向上に向かうための人材を投入すべき。
【市の考え方】 児童養護施設等施設に専門性の高い人材を確保することや、体系的な研修等による人材育成策を検討し、専門性の高い施設養育を実施したいと考えています。

施策 18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援（12 件）

地域療育センター等の充実について（3 件）
【主な意見の例】 ▶ 児童発達支援センターにおいても各センターが何とか定員を超えて 3 歳児の受入れを確保することが精一杯で、希望する 2 歳児が約 50 名も入れない状況が生じている。発達支援においても待機児対応がなされるべきである。 ▶ 地域療育センターの新たなタイプを 2 か所増設するという方向であるが、その際必要なエリアを明記すべき。地域療育センター整備に伴い、名古屋市内の定員枠が拡充され解消されたとしても、整備されるまでは保育園同様の受け入れ枠拡充をすべき。地域格差を解消するためにも、中央療育センターが他の 4 センターと同様の役割を果たす必要がある。
【市の考え方】 地域療育センターは発達に遅れや偏りのある子どもの早期発達支援を目的とした施設であり、適切な時期に適切な利用ができるよう支援体制を整えてまいります。「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」では、東部エリア、南部エリアで特に不足が大きいと推計しており、東部エリアに所在する発達センターちよだ、南部エリアに所在する発達センターあつたの老朽化の状況を踏まえながら拡充等を検討する方針を掲げています。また、定員を柔軟に変更することにより、希望する子どもをすべて児童発達支援センターで受け入れることをめざします。 さらに、中央療育センターのあり方についても今後、方針を定めたいと考えており、地域支援部門を設置して地域の社会資源と調整をはかることなど、より良い支援のあり方を検討していきたいと考えています。
障害児通所支援事業について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 通所支援事業所は依然増加しているが、国の児童発達支援ガイドラインや放課後等デイサービスガイドラインに見合った支援がなされていない現状がある。市としてどう対応するかを明示していただきたい。行き届いた指導をするだけのキャパシティがなく指導が「基準省令」どおりかどうか偏ってしまっている。
【市の考え方】 本市では、国の基準に基づく実地指導に加えて、現況調査を実施することにより障害児の処遇も含めた支援の質の向上につとめております。今後も、障害児が適切な発達支援を受けられるよう指導してまいります。

障害児相談支援事業について（1件）
【主な意見の例】 ▶ センター設置の障害児相談支援事業所では、一人の相談支援専門員が関わるケース数が膨らみ、膨大な事務作業や家庭訪問等に追われている。より丁寧な計画作成を行う上では、専門員の複数配置が必要であり「拡充」とするべきである。
【市の考え方】 今後、地域療育センターに地域支援を専門的に行う部署を設置することを検討する中で、あわせて障害児相談支援の体制強化についても考えてまいります。
障害児保育について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 母親の就労率の高まりとともに、乳児期に保育所に入所する障害児が増加している。3歳未満児の障害認定の早期化と、長時間保育時にふさわしい加配体制の検討してほしい。地域療育センターによる支援の強化も位置付けてほしい。
【市の考え方】 3歳未満児の障害児認定につきましては、身体障害者手帳または愛護手帳を所持している等、一定の基準にある子どもが名古屋市障害児指導委員会の審査対象となります。審査を経て認定を受けた子どもについては、状況に応じて、職員の加配を行っているところでございます。個別事業としては掲載しておりませんが、今後とも適切に実施してまいります。 また、今後、地域療育センターに地域支援を専門的に行う部署を設置することを検討する中で、保育所や幼稚園に通っている子どもが適切に支援を受けられるよう体制を整えたいと考えています。
特別支援学級等の設置・運営について（2件）
【主な意見の例】 ▶ 障害者差別解消法では、公立学校での障害者への合理的配慮の提供が法的義務となったが、合理的配慮の1つである通級指導教室が学校によってあったりなかったりするの合理的配慮の義務を欠いているのではないか。中学校の支援級に交流級についても同様に義務を欠いていると思われる。 ▶ 特別支援学級なしに、どの子も一緒に学べるようシステムづくりを早くやってほしい。
【市の考え方】 通級指導教室につきましては、子どもや保護者のニーズに応じて通級の設置をしておりますのでご理解ください。交流及び共同学習につきましては、子どもの実態に応じ、計画的、継続的に行われるものと考え、今後も学校に周知してまいります。 文部科学省から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を踏まえ、今後もシステムの構築を推進してまいります。

早期発達支援について（3件）
【主な意見の例】 ▶ 気になる段階からの支援を一般施策の中で充実させる必要がある。保健所の子育て相談窓口の充実、親子教室の開催を並行して実施していくとともに、子どもに対する保育環境を充実させることにより、親の子育て支援、子育て相談が丁寧に行える。支援を必要とする子どもが多数いて、保育内容に苦心している保育園や幼稚園が多々見受けられるため、一クラスの定員を減少させる、複数の職員を配置するなどに取り組んでほしい。 ▶ 「育てにくさ」を対象とすることで、地域療育センターの理学療法士、作業療法士の協力を得ることも可能になり、身体感覚の偏りを的確に踏まえることも可能になると思われる。 ▶ 障害と診断されるには幼すぎるゼロ歳児でも、寝ない、哺乳しない、抱きにくい等の「育てにくさ」を示す子がいる。身体感覚に偏りのある子どもたちなので「発達の遅れやアンバランス」とも言えないわけではないが、国の政策を踏まえた表現を加味してほしい。
【市の考え方】 気になる段階から支援を実施することは早期発達支援を進めるうえで必要な視点であることから、子ども・子育て支援の一般施策と早期子ども発達支援施策を一体的に実施し、切れ目のない支援を実施してまいります。 育てにくさの背景には、発達上の心配やその他さまざまな要因があると考えます。こうした育てにくさへの対応については、早期からの保護者支援が必要であると認識しています。 事業番号96「子育て講座」では、出産前から小学校入学前の子育て家庭を対象に、子どもの発達や健康課題、保護者の育児困難等に応じた子育て支援の教室を実施します。そのうえで、必要な場合は地域療育センター等とも連携し、育てにくさの内容に応じて保護者の支援を行います。また、個別にご相談を希望される方に丁寧な対応をするため、事業番号94「保健センター子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）」の機能充実をはかってまいります。
障害を持つ親への支援について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 障害を持つ親へのヘルパー派遣、手話通訳者派遣等は、親への支援を通して間接的に子育て支援となるので実績を明確にしてほしい。保育所や学校をはじめとした子どもの支援を担う関係者に意識してもらうためにも掲載してほしい。
【市の考え方】 障害や病気を抱える家族のほか、子育て家庭にはさまざまな困難を抱える場合がありますが、関連する局間での連携をはかりつつ、本市の施策の推進をとおして、すべての子どもの健やかな育ちを社会全体で見守るまちをつくっていきたいと考えております。

施策 19 外国につながる子どもとその家庭への支援（1 件）

通訳等について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 保護者と保育士や教員とのコミュニケーションの推進のために、在住外国人の多い地区の保育所等に通訳の派遣が実施されているが、触れられていない。母子手帳や保育所の入所申込書をはじめとした、子育て関連書類の翻訳についても記載してほしい。
【市の考え方】 通訳や翻訳に関する内容につきましては、個別事業としては掲載しておりませんが、各々の事業の実施に際し、利用者の方の状況に応じて通訳を派遣したり、翻訳した書類をご用意させていただくなど、適切に対応してまいります。

施策 20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進（1 件）

給食費の無償化について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 教育・保育の無償化の一方で、給食費は実費負担となっている。子どもの貧困率は、6 人に 1 人が貧困とされており、経済的に困難な家庭への援助が必要だと考える。
【市の考え方】 食材料費については、これまでも保護者が負担してきた経緯のほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることなどを踏まえ、国の制度設計の中で、無償化の対象から除くことが原則とされ、主食費と同様、副食費についても施設による実費徴収とされたところです。なお、年収 360 万円未満相当の世帯及び第 3 子以降のお子さんについては、負担軽減の観点から、副食費の徴収が免除されることとなったところです。

④ 子ども・子育て支援事業計画（1 件）

【6】放課後児童健全育成事業について（1 件）
【主な意見の例】 ▶ 保育とともに「放課後児童健全育成事業」も保障していくことが安心して子どもを生み育てることにつながる。確保方策が「分割要件の緩和、設置数増に向けた対応につとめます。」では、弱い。いま一步踏み込むべき。
【市の考え方】 放課後児童健全育成事業につきましては、トワイライトスクールからトワイライトルームへの段階的な移行と、留守家庭児童育成会の設置数増に向けた対応につとめ、実施か所数を増やすことで受け入れ可能人数を増やすようつとめてまいります。

⑤ その他（6件）

少子化対策について（1件）
【主な意見の例】 ▶ 少子化を何とかすべき。女性と男性のマッチングをしてはどうか。
【市の考え方】 少子化の進行は本市にとっても非常に重大な課題であると認識しておりますが、結婚や出産は個人の価値観が大きく関わる問題であり、それらを目的とすることは適切ではないと考えております。子どもから若者への成長過程で、子どもと触れ合う機会や、キャリア教育の一環として家族を持つことについて考える機会を設けることなどにより、子どもや若者の健全な家庭観を育むとともに、子どもを生みたいと考える人が安心して子どもを生み育てることができる環境を整えるなど、さまざまな取り組みを進める中で、少子化対策にも寄与できればと考えております。

連携について（2件）
【主な意見の例】 ▶ 局同士が連携することで横断的な対応や協働事業の実施などにより柔軟に課題解決が進むのではないのでしょうか。子どもたちが抱える困難が多様で複雑に絡み合うことにより解決が困難な状況を鑑みても、学校（教育委員会）と他局の連携は不可欠と考えます。 ▶ 市民（区民）と区役所職員が特別な地域役員だけでなく、一般市民と対話できる場をつくって、施策や区単位のビジョンを語り合える環境をつくってほしいと思います。
【市の考え方】 名古屋次世代育成支援対策等推進会議等を通じて、局横断的に連携をはかりながら、計画を推進してまいりたいと考えております。いただいたご意見について、身近な地域で子どもや子育てに関する対話が可能となるよう関係部局に伝えてまいります。

スマートフォン等の利用について（1件）
【主な意見の例】 ▶ ここ数年スマホ社会になり、子どもの健やかな育ちをかなり阻んでいると感じる。子どもがスマホ利用するときの大人の管理責任、教育、規制など対策が必要である。また、大人も子どもも、デジタルデトックスをして、リフレッシュする場や時間があったらいいと思う。
【市の考え方】 本市では、スマートフォンやパソコン等のインターネットを通して青少年が有害情報を閲覧しないよう、フィルタリングを普及・啓発するとともに、いじめやトラブルに発展しないよう、また犯罪の被害者、加害者にならないよう、家庭でのルールづくりを推進するなど、インターネットの安心・安全な利用方法について周知につとめております。 今後も引き続き、青少年が活動・交流できる場の提供や、さまざまなイベント・事業を企画する等、青少年の健全な育成に向けた取り組みを行ってまいります。

その他（２件）
【主な意見の例】 ▶ 子供の層（年齢、環境、将来への指向性など）における区分による性格付けが必要ではないか。一口に、子どもと言っても、保育園・幼稚園、小学校低学年・高学年、中学校、高等学校では、かなり子どもが有する品性、品行が違う。 ▶ 保障という言葉が沢山使われているが、成長・育成という言葉が少ないように思われる。また、「主体的」と「保障」は相入れないようにも思う。
【市の考え方】 計画の基本的な視点に掲げていますとおり、子どもの発達段階に応じた支援ができるよう、切れ目のない支援に取り組むこととしており、年齢や学年等によって区分をするのではなく、個別の状況やニーズに合わせ、最適な支援がなされるよう取り組んでまいります。 また、「子どもは生まれながらにして一人ひとりがかけがいのない存在であり、権利を持つ主体である」という認識のもと、条例に規定される「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」を守っていくこととしています。具体的には、「豊かに育つ権利」を保障する取り組みとして、学校生活や多様な交流・体験にかかる施策・事業を掲載しておりますとともに、「主体的に参加する権利」を保障する取り組みとして「子どもの社会参画の推進」を掲げるなど、「子どもの育成」を支援する内容を盛り込んでいます。

(2) 子どもの意見の内容及び市の考え方

① 健康 (1件)

やかんきゅうじつしんりょうじょ 夜間休日診療所について (1件)														
【主な意見の例】 ▶ 子どもの健康面で、夜に熱を出したり体調が悪くなったりした時、すぐに病院へ行くように夜間休日診療所の数を増やす。														
【市の考え方】 本市では、休日・夜間における救急医療体制を確保するため、症状に応じた体制を整えています。 小児救急医療に関しては、平成21年度から「小児救急ネットワーク758」として、準夜帯に毎日4病院、深夜帯に毎日1病院で診療をしています。今後も、市民が安心して受診できるよう、病院などと協力していきます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>じゅんやたい 準夜帯 (土曜日から及び休日朝から)</th><th>しんやたい 深夜帯</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>へい じつ 平日</td><td>18:00～23:00</td><td>23:00～8:00</td></tr> <tr> <td>ど よう 土曜</td><td>13:30～23:00</td><td>23:00～8:30</td></tr> <tr> <td>きゅう じつ 休日</td><td>8:30 ～23:00</td><td>23:00～8:30</td></tr> </tbody> </table>				じゅんやたい 準夜帯 (土曜日から及び休日朝から)	しんやたい 深夜帯	へい じつ 平日	18:00～23:00	23:00～8:00	ど よう 土曜	13:30～23:00	23:00～8:30	きゅう じつ 休日	8:30 ～23:00	23:00～8:30
	じゅんやたい 準夜帯 (土曜日から及び休日朝から)	しんやたい 深夜帯												
へい じつ 平日	18:00～23:00	23:00～8:00												
ど よう 土曜	13:30～23:00	23:00～8:30												
きゅう じつ 休日	8:30 ～23:00	23:00～8:30												

② 居場所と安全 (2件)

こうつうあんぜん 交通安全について (1件)		
【主な意見の例】 ▶ 交通せいりをもっとしっかりしてほしいです。愛知は、車や自転車による交通事故がおおいので、もっと強化してもらえると嬉しいです。		
【市の考え方】 名古屋市では、小学生の登下校時の見守りや交通安全教室等、子どもを交通事故から守るためのさまざまな活動をしています。これからも警察と協力しながら、交通事故がなくなるように活動を進めていきます。		

いばしよ けん 居場所について (1件)
【主な意見の例】 ▶ 守山区でやっているつなしょみたいな 所 をつくったら、子どもの居場所の安全が作れると思います。 「つなしょ」：NPO団体の運営する空き家を使った居場所
【市の考え方】 名古屋市では、各区に1か所ずつ児童館があり、0歳～18歳の子どもが誰でも自由に遊ぶことができ、楽しい行事もたくさんしている子どもの安全な居場所です。

③ 学び (学校生活) (5件)

がっこうきゅうしょく けん 学校給食について (2件)
【主な意見の例】 ▶ 小・中・高・大の学校に通っているときは、1週間に3回は、スクールランチやきゅう食におやつがほしいです。 ▶ 地産地消も大切だけど、給食の品数が少なすぎる。もっと増やしてほしい。
【市の考え方】 令和2年度より給食費の値上げを予定しており、これにより給食内容を充実させ、いろいろな食材を使った献立とすることにより、子どもたちにとって給食をより楽しく魅力あるものとしていきます。デザートの手提供回数についても増やしていきたいと考えています。

ぶかつどうとう けん 部活動等について (1件)
【主な意見の例】 ▶ 部活は続けたいです。きょうせいてきに、バトミントンを、入れてほしいです。(動くスポーツをもっと入れてほしい) 冬休みをもうちょっと、のばしてほしいです。ずっと4時間でいいと思います。
【市の考え方】 小学生には、いろいろな種目の運動をすることが、からだの成長にとって良いことです。そのために部活動に代わる、運動ができる場を考えていきます。 なお、国語や算数など、学校の勉強は何時間やらないといけないといった時間数が決められています。夏休みや冬休みをのばすと、その分平日の授業の時間が増えてしまいます。逆に平日の授業をずっと4時間にすると、夏休みや冬休みが今より短くなってしまいます。

きょういく たい ひよう けん 教 育 に対する費用について (1件)
【主な意見の例】 ▶ もう少し教 育にお金をかけてもらえたらいいなと思います。高校の授 業 料無償化、冷暖房の整備、地震が起きても倒壊しないような校舎への建てかえなど、大人が後回しでいいや、と考 えているかもしれないささいなことで案外子どもは困っています。他の事業とのお金の使い方のバランスをもう一度考 え直してほしいです。
【市の考 え方】 高校の授 業 料は、国の就 学 支援金制度により、年 収910万円程度以下の世帯については、公立高校は無償化、私立高校は公立高校授 業 料と同等の金額が支給されています。さらに、私立高校については、愛知県と名古屋市の補助制度により、年 収1,130万円程度以下の世帯について、一定額の授 業 料補助が受けられます。 また、名古屋市立学校では、すべての普通教 室、及び一部の特別教 室（コンピュータ室、特別活動室等）に空 調設備を設置しました。今年度は、音楽室、図書室への空 調の設置を進めているところです。また、本市学校施設は、耐震対策を行い、耐震性能が確保されていますので安心してください。

きょうざい けん 教 材について (1件)
【主な意見の例】 ▶ 教科書やノートがたくさんあるので、登 校 中、背中やかたがいたい。コンパクトな物にしてください。
【市の考 え方】 通学時の荷物については、なるべく重くならないよう、各学校で、学校に置いて帰ってよい学 習 用具が決められていますが、それでも背中や肩が痛い場合は、学校の先生に相談してください。

④ なや ごと てだす けん 悩 事への手助け (2件)

じどうそうだんじょう けん 児 童 相 談 所 等 について (1件)
【主な意見の例】 ▶ 家庭内暴力で亡なっている子どもが増えていると感じたので、気軽に相談できる相談所か児童相談所の数を増やす。相談する職 員を増やす必要があると思う。
【市の考 え方】 現在、名古屋市児 童 相 談 所は、市内に3か所あり、児 童 虐 待 などの相談・調査・対応を行っています。今後も、増加している児 童 虐 待 など子どもに関するさまざまな相談へしっかりと取り組んでいくことができるよう、体制を強化していきます。

いじめ、 ^{ぎゃくたい} 虐待について（1件） ^{けん}
【主な意見の例】 ▶ このごろ、イジメや^{ぎゃくたい}虐待のニュースをよく見かけます。なぜイジメや^{ぎゃくたい}虐待が増えてしまうのか。^{わたし}私は、子どもが^{おとな}大人に相談できず、手おくれになってしまうのではないかと^{かんが}考えます。だから、子どもにとって「身近で安心して話せる大人」がいるとイジメや^{ぎゃくたい}虐待を減らせるのではないのでしょうか。具体例として、ショッピングモールなどの遊び場などで一緒に遊ぶ^{おとな}大人がいると、子どもも仲良くできるし、親も安心だと思いました。
【市の考え方】 子どもには、いじめや^{ぎゃくたい}虐待などから守られる^{けんり}権利や、困ったときに相談する^{けんり}権利などがあります。安心して^{おとな}大人に相談ができるよう、体制を整えています。 自分の大切な権利が守られていないと感じたら、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」に相談してください。秘密をきちんと守り、子どもの^{きもち}気持ちをじっくりと聞き、その^{きもち}気持ちを大切にしながら、^{なや}悩みや^{こま}困りごとについて「どうするといいか」を一緒に^{かんが}考えます。 いじめなどについては、まずは学校の先生に相談するのがいいと思います。それが難しい場合は、学校から配付された「あったかハート」に書かれている連絡先に電話してください。^{おとな}大人の相談員が親身に相談ののってくれます。 児童虐待については、できるだけ多くの方に知っていただき、予防や早い発見をした^{かんが}いと考えているため、ショッピングモールでイベントを実施したり、従業員の方にパンフレットを渡したりするなどの広報を行っています。 また、児童館が各区に1館設置されています。誰でも遊びに来ることができ、職員も^{じようちゆう}常駐して、遊びの^{みま}見守りや指導をしています。

⑤ その他（1件）^{けん}

その他（1件） ^{けん}
【主な意見の例】 ▶ 名古屋城を木造にしない方が^{ほう}良いと思います。なぜなら、この^{わたし}私たちの町名古屋は30年以内に南海トラフが来る^{おそ}恐れが70%もあり、名古屋城は地しんのひ害が多いところにあります。名古屋の象徴名古屋城を木造にすると火事や再建不可能な^{じよう}じょう態になってしまうかもしれないからです。それに、お年寄りや障害のある人、車いすに乗った人などが^{はい}入れなくなってしまう、^{たいせつ}大切さがわからなくなってしまうかもしれないからです。
【市の考え方】 ^{ふくげん}復元される名古屋城木造天守閣の地震に対する強さは現代の建物と同じ程度です。

また、火災^{かさい}に対^{たい}してもスプリンクラーを設^せ置^ちするなどの対^{たい}策^{さく}をしていますので、火災^{かさい}により焼^{しょう}失^{しつ}するようなことにはならないと考^{かん}えています。

また、名古屋^{なごや}城^{じょう}は焼^{しょう}失^{しつ}前^{まえ}の写^{しゃ}真^{しん}や図^ず面^{めん}が残^{のこ}っているので、歴^{れき}史^しどおりに復^{ふく}元^{げん}することが可^{かの}能^うです。車^{くる}いすが乗^のれる大^{おお}きさのエレベーターを内^{ない}部^ぶに設^せ置^ちすると、柱^{はしら}や梁^{はり}を削^{けず}ってしまうことになるので、設^せ置^ちはしませんが、世^せ界^{かい}中^{じゅう}から新^{あた}しい技^ぎ術^{じゆつ}を募^つる、国^{こく}際^{さい}コ
ンペを開^{ひら}いて、障^{しょう}害^{がい}がある人^{ひと}や高^{こう}齢^{れい}者^{しゃ}も木^{もく}造^{ぞう}天^{てん}守^{しゅ}閣^{かく}を楽^{たの}しんでいただけるようにして
いきます。

なごや子ども・子育てわくわくプラン2024
名古屋市子どもに関する総合計画（案）に対する
市民意見の内容及び市の考え方

編集・発行 名古屋市子ども青少年局企画経理課
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話：052-972-3081
ファックス：052-972-4437
発行年月 令和2年3月

